

令和2年第6回日進市農業委員会議事録

招集年月日	令和2年6月26日(金)
招集の場所	日進市役所北庁舎2階 会議室
開 会	令和2年6月26日(金) 午後3時
出席委員	会長 6番 福岡 信久 会長 総計 15人 委員 1番 加藤 美知子 委員 2番 内藤 勝司 委員 3番 牧 正行 委員 4番 和田 義雄 委員 5番 萩野 章 委員 7番 田口 菜穂美 委員 8番 尾関 洋子 委員 9番 出原 紀幸 委員 10番 伊藤 修 委員 11番 市川 豊 委員 推進委員 1番 浅井 昌行 4番 西尾 憲夫 5番 武田 住男 6番 村瀬 勝美
欠席委員	2番 加藤 末昭 3番 加藤 信雄
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 祖父江 直文 次長 岡田 剛 係長 今井 康太 主事 曾根 裕人 主事 増田 成美

<p>付議事項</p>	<p>議案第1号 議案第2号 議案第3号</p> <p>専決第1号 専決第2号</p> <p>その他</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>日進市農用地利用集積計画について</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</p> <p>生産緑地のあっせん願について</p> <p>現況証明願について</p> <p>認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画書について</p>
-------------	--	---

<p>開会</p> <p>(15:00)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>		<p>出席者が定足数に達しているので、令和2年第6回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和2年第6回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に1番の加藤 美知子 委員と、2番の内藤 勝司 委員を指名する。</p> <p>傍聴の申出が1名あったので、委員に対して意見を求める。</p> <p>(全員異議なし)</p> <p>傍聴者の入室を許可する。</p> <p>(傍聴人入室)</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議案書朗読</p> <p>4番及び5番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>4番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、中部電力日進変電所から南西へ約400メートルの位置に所在しており、現況は田で、作付けはされておらず、面積は678㎡です。</p> <p>申請者は、香久山一丁目にお住まいです。</p> <p>申請者は、年間200日程度農作業に従事しており、その農作業暦は35年ほどになります。</p> <p>農業用機械は、トラクター、耕うん機2台、軽トラック2台、防除機2台を所有しています。</p> <p>この度申請者は申請地を取得し、営農地を拡大するために今回の申請に至りました。</p> <p>申請地では水稻の栽培を予定しています。</p> <p>続きまして、5番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、愛知ヤクルト工場から南東へ約160メートルの位置に所在しており、現況は畑で、ミニトマト等の季節野菜を栽培しており、面積は322㎡です。</p> <p>申請者は、米野木町榎坪にお住まいです。</p> <p>申請者は、年間340日程度農作業に従事しており、その農作業暦は20年ほどになります。</p> <p>農業用機械は、トラクター2台、耕うん機、テラー2台、軽トラック、防除機2台を所有しています。</p>
--	--	--

<p>議長 事務局</p>	<p>この度申請者は申請地を取得し、営農地を拡大するために今回の申請に至りました。</p> <p>申請地では、さつまいもの栽培を予定しています。</p> <p>議案第1号の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号4番について、</p> <p>農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ありません。</p> <p>第1号、取得後全部効率的に利用できるかについては、現地確認の結果全て耕作されています。</p> <p>第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当ありません。</p> <p>第3号、委託によるかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第4号、取得後において常時従事する見込みがあります。</p> <p>第5号、下限面積について、取得後の面積は3,000㎡をこえています。</p> <p>第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかについては、現地調査の結果特に支障はありません。</p> <p>続きまして、受付番号5番について、</p> <p>農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ありません。</p> <p>第1号、取得後全部効率的に利用できるかについては、現地確認の結果全て耕作されています。</p> <p>第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当ありません。</p> <p>第3号、委託によるかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第4号、取得後において常時従事する見込みがあります。</p> <p>第5号、下限面積について、取得後の面積は3,000㎡をこえています。</p> <p>第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかについては、現地調査の結果特に支障はありません。</p> <p>以上により、農地法第3条第1項に規定する許可の見込みがあると思われます。</p>
<p>議長 委員</p>	<p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>4番と5番について、譲受人の耕作地の管理状況を知りたい。</p>

<p>事務局 委員 事務局 議長</p>	<p>現地調査の結果、適切に耕作されていることを確認しています。 現状、申請地を耕作している人は誰なのか。 現状、耕作しているのは譲渡人です。 特に意見がないことを確認して議案第1号の案件について採決を宣言。 (挙手全員)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第1号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。 続いて、議案第2号を上程。事務局に議案の説明を求める。</p>
<p>事務局 議長 事務局</p>	<p>(議案書朗読) 13番から15番の案件について事務局に説明を求める。 13番の案件について説明します。</p>
	<p>申出地は日進おりど病院から南東へ約280メートルの位置に所在しており、現況は田で、作付けはされておらず、面積は1165㎡です。 この申請地については、農振農用地であるために、平成30年8月の農業委員会で「農業振興地域整備計画の変更」に係る議題として審議した案件になっており、農用地区域からの除外手続が完了しています。 申請者は平成18年に法人設立をし、地域助け合い事業として3つの事業を運営しています。 しかし、建物が手狭なために共有利用している部分があり、それぞれ独立した事業所にしたいと考え、申請しました。 児童福祉法に基づく障害児通所施設の建設のため、土地を選定したところ適地が見つからず、申請地は申請者の事業所から約1.2キロメートルの位置にあり、名鉄日進駅にも近く、大規模な造成工事もないことから選定しました。 排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに最終柵に集水し、北側の排水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。 続きまして、14番の案件について説明します。 申請地は、海老池から西へ約290メートルの位置に所在しており、現況は田で、作付けはされておらず、面積は2筆合計で1459㎡です。 この申請地については、農振農用地であるために、令和2年2月の農業委員会で「農業振興地域整備計画の変更」に係る議題として審議した案件となっており、農用地区域からの除外手続中となっています。 申請者は、昭和44年に成立し、合成樹脂製品等の製造、加工、並びに販売等を行っています。 この度、生産量増強の要請があり、既存敷地内に工場増設を行ったとこ</p>

<p>議長 事務局</p>	<p>る、新工場で製造した製品の出荷スペースがなく、出荷用台車置場やトラックへの積込場を適正に確保するために、現在の社員駐車場を出荷スペースとして利用する計画をしています。現在の社員駐車場を出荷スペースにすることにより社員の駐車スペースが不足してしまうため、新たに申請地を社員駐車場として転用しようとするものです。</p> <p>法人の敷地周辺は、生い茂った竹林と農振農用地に囲まれており、わずかに点在する一般農地では、今回の計画には面積不足であるため、適地が見つからず、やむを得ず申請地を選定したものです。</p> <p>申請地は、申請者の敷地から一番近い土地であり、既に利用している駐車場の隣接地であることから、他に代えるべき土地はないものと考えます。</p> <p>申請地では、従業員の通勤用自家用車の駐車場44台分として利用する計画です。</p> <p>排水については、雨水は事業地の周囲を小堤で囲み、自然浸透させるため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続きまして、15番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、はくさん幼稚園から南に約220メートルの位置に所在しており、現況は雑種地で、面積は2筆合計で497㎡です。</p> <p>申請者は、現在名古屋市内の賃貸アパートに妻と二人で居住しています。将来の家族計画を踏まえて一戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>そこで、申請者の実家がある日進市内の市街化区域の売地を中心に探しましたが、条件に合致する売地が見つからない状況の中、本家の近くであれば分家住宅を建築できる可能性があることを知りました。そこで父に相談したところ、叔母が所有し、本家の近くに位置している農地を叔母から贈与してもらえることになりました。自己所有地はなく、母も所有する土地はありません。父の所有地についても、全て市街化調整区域内の土地で住宅を建築できる土地はありませんでした。</p> <p>そのため、やむを得ず申請地を選定しました。</p> <p>汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに最終樹に集水し、北側の道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>13番から15番の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号13番について、権利の種類は所有権の設定、転用目的は児童福祉施設として利用します。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地</p>
-------------------	---

近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断されますので、支障ありません。

第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。

第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。

許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年8月1日から令和3年3月20日までに完了する計画が記載されています。

他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。

農地以外の土地との一体利用については該当ありません。

計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。

第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。

第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。

続きまして、受付番号14番について、権利の種類は賃借権の設定、転用目的は駐車場として利用します。

農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断されますので、支障ありません。

第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。

第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。

許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年8月1日から令和2年9月30日までに完了する計画が記載されています。

他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。

農地以外の土地との一体利用については該当ありません。

計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。

第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。

<p>議長 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局</p>	<p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続きまして、受付番号15番の案件について、権利の種類は所有権の設定、転用目的は分家住宅として利用します。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年8月1日から令和3年2月28日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>以上が、許可基準の適合状況です。</p> <p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>14番について、申請地をどのように利用するのか。</p> <p>土地は2筆に分かれており、一体で駐車場として利用します。</p> <p>申請地の管理状況について、近隣から苦情はないのか。</p> <p>特にないです。保全管理で維持されています。</p> <p>砕石を敷くのか。</p> <p>転圧をして砕石を敷く施工で、アスファルト舗装ではないため、水については浸透していく計画になっています。</p> <p>申請地2筆の間に高低差はあるのか。</p> <p>申請地2筆は平たんになっており、事業地の左上にあたる既設の駐車場部分で、30センチから40センチの段差があります。</p> <p>今回の駐車場への転用で、擦り付けをしてなだらかに傾斜をつける予定です。</p>
---	--

議長	<p>雨水については、小堤で事業地の周りを囲み、今回の事業地から場外に出ないように施工する予定であるため、事業地から雨水が流れ出ることはないと思われます。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第2号の案件について採決を宣言。 (挙手全員)</p>
事務局	<p>議案第2号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第3号を上程。事務局に議案の説明を求める。 (議案内容説明)</p>
議長	<p>議案第3号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
委員	<p>利用権の設定期間について、農地中間管理機構を通して利用権を設定した際は、10年間の期間設定が多かったが、法律的に違いがあるのか。</p>
事務局	<p>利用権設定に関しては、期間設定に制限はなく、中間管理機構を通した場合も同様です。</p>
委員	<p>4番の案件は、契約期間が1年であるが間違いではないか。</p>
事務局	<p>1年間の賃借権になります。</p>
議長	<p>特に意見がないことを確認して議案第3号の案件の採決を宣言。 (挙手全員)</p>
議長	<p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。</p>
事務局	<p>(事務局より専決について一括で報告)</p> <p>専決1号 3条届出 3件 専決2号 5条届出 6件</p>
議長	<p>専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)</p>
議長	<p>続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。</p>
事務局	<p>(事務局よりその他について一括で報告)</p> <p>生産緑地のあっせん願いについて 3件 現況証明願について 1件 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画書について 1件</p>
議長	<p>その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)</p> <p>議題が終了したため、傍聴人へ退室を指示する。 (傍聴人退出)</p>
議長 事務局	<p>その他連絡事項について事務局に報告を求める。 (事務連絡)</p>

	<p>議長 (15:45)</p>	<p>・ 次回の農業委員会 (令和2年7月20日(月)) 令和2年7月29日(水) 午後3時 本庁舎4階第2会議室) 特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言</p>
--	-----------------------	---

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日 議事録署名者 1番委員
議事録署名者 2番委員